

○下関市立図書館 Wi-Fi 接続サービス利用規約

令和 8 年 1 0 月 1 日 施行

(目的)

第 1 条 この規約は、下関市立図書館（以下「図書館」という。）において提供する Wi-Fi（公衆無線 LAN）によるインターネット接続環境サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 利用者は、本サービスを利用したときは、この規約に同意したものとみなすものとする。

(利用者)

第 2 条 本規約における「利用者」とは、本サービスを利用するすべての者をいう。法人その他の団体（以下「団体」という。）による利用は、原則として認めない。ただし、団体が中央図書館の多目的室又は図書館の施設を利用するときは、この限りではない。

(利用場所及び利用時間)

第 3 条 本サービスの利用場所は、別表のとおりとする。

2 利用時間は、図書館の開館時間とする。ただし、館長が本サービスの運用上必要と認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(利用条件)

第 4 条 本サービスの利用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービス等の費用は、利用者自身が負担するものとする。

2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、図書館が用意した情報通信端末又は利用者自らが用意した Wi-Fi 機能付きの情報通信端末（以下「端末」という。）を使用するものとする。

3 前項において図書館が所有する端末を利用するときは、別記様式を館長に提出するものとする。ただし、利用者が下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 2 5 号）第 8 条第 1 項に規定する登録証の交付を受けているときは、登録証を係員に呈示することでこれに代えることができる。

- 4 第2項において利用者が所有する端末の本サービスへの接続設定及び操作は、利用者自らの責任で行うものとする。
- 5 利用者は、本サービスを利用するにあたり、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守するものとする。
- 6 利用者は、自らが所有する端末のOSの最新化、コンピュータウイルス対策ソフトの導入等のセキュリティ対策を自らの責任において行うものとする。
- 7 利用者は、本サービスの利用中は、端末やその他操作による音、振動等の抑制に努め、他の利用者の迷惑とならないよう十分に配慮するものとする。
（禁止事項）

第5条 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産又はプライバシーを侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為
- (3) 前各号のほか、他者に不利益又は損害を与える行為若しくは与えるおそれのある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又は反するおそれのある行為及び公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動であって、図書館の設置目的に照らし適切でないと認められる行為
- (8) ゲーム、ネット動画、テレビ等の大容量通信を行うサービスの利用やネットショッピングでの利用など、図書館での利用として相応しくない行為
- (9) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムについて本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用若しくは提供する行為

(11) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引その他の目的で、特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(12) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを通信する行為

(13) その他法令に違反又は違反するおそれのある行為若しくは館長が不適切であると判断する行為

(利用の記録及びログの収集)

第6条 図書館は、本サービスの適切な管理、運営、不正利用の防止等のため、利用者の接続日時、利用時間、IPアドレス等のアクセスログ、端末の個体識別番号その他の履歴情報（以下「履歴情報等」という。）を収集し、管理することができる。

2 図書館は、収集した履歴情報等を個人が特定できない形で統計的な分析、サービス改善のために利用することができる。

(捜査機関等への提供)

第7条 館長は、捜査機関、司法機関その他の公的機関から公権力に基づく正当な照会、要請又は命令があったときは、履歴情報等を当該機関に提供することができる。この場合において、利用者への事前通知は行わないものとする。

(接続制限及び利用停止)

第8条 館長は、特定のウェブサイトへのアクセス制限を行うことができる。

2 館長は、利用者が本規約に違反したとき又は本サービスの運用上必要と認めたときは、事前の通知なく当該利用者の接続を制限又は利用を停止することができる。

(サービスの中断及び中止)

第9条 館長は、次に掲げる事由に該当するときは、本サービスの全部又は一部を中断し、又は中止することができる。

(1) 通信機器の保守及び点検を実施するとき。

(2) 火災、停電、天災地変その他の不可抗力によるとき。

(3) ネットワーク障害及び通信機器の故障が発生したとき。

(4) その他館長が必要と判断したとき。

(免責事項)

第10条 図書館は、本サービスを通じて提供される情報の完全性、正確性、有用性等について一切保証しないものとする。

2 本サービスの利用により、利用者が所有する端末に生じたコンピュータウイルス感染、データ破損、漏洩その他の損害について、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

3 本サービスの利用又は利用不能により利用者若しくは第三者に生じた損害について、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

4 利用者同士又は利用者と第三者の間に生じた紛争について、図書館は、一切関与せず、かつ責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第11条 教育委員会は、利用者の承諾を得ることなく、必要に応じてこの規約を廃止し、又は変更することができる。

2 前項により変更された規約は、図書館のウェブサイト等に掲出した時点でその効力を生じ、以後すべての利用者に適用されるものとする。

(準拠法及び所轄裁判所)

第12条 本規約は日本国内法に準拠するものとし、本サービスに関して生じた紛争については、山口県地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

附 則

1 この規約は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本サービスを利用できる図書館
下関市立中央図書館
下関市立彦島図書館
下関市立長府図書館
下関市立はまゆう図書館
下関市立菊川図書館
下関市立豊田図書館
下関市立豊浦図書館
下関市立豊北図書館

別記様式（第4条関係）

下関市立図書館 Wi-Fi 接続サービス利用端末貸出申込書

申込日 年 月 日

（あて先）下関市立図書館長

下関市立図書館 Wi-Fi 接続サービスを利用するため、図書館が所有する端末の貸出を受けたいので申し込みます。なお、利用にあたっては、下関市立図書館 Wi-Fi 接続サービス利用規約を遵守します。

フリガナ	
氏 名	
連絡先 電話番号	— —

《注意事項》

- (1) ボールペンなどで記入してください。
- (2) 利用時間は1時間です。次に利用を希望する方がいない場合に限り、1度だけ延長することができます。
- (3) 図書館の登録証をお持ちの方は、本書の記入は不要です。

《図書館記入欄》

担 当 者	利 用 時 間
受付者：	時 分から 時 分まで
返却確認者：	（延長 時 分まで）